

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容		不正の行為により保険給付を受けた者への不当利得の徴収等
根拠法令等及び条項		国民健康保険法第65条
処分基準	根拠条項	国民健康保険法第65条
	参考事項	栃木市国民健康保険規則第52条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋 (不正利得の徴収等)</p> <p>第65条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項(第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>栃木市国民健康保険規則 (不正利得の徴収等)</p> <p>第52条 法第65条の規定に基づく不正利得の徴収等について、市長は、財務規則の規定に準じ、その受けた給付の額に相当する額の範囲で、市長が別に定める額の返納をその不正利得を受けた者に対して求めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により返納を求めるときは、その者が偽りその他不正行為によつて受けたことの証明書等を徴しておかなければならない。</p>	